

墨田区告示第 3 9 6 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

墨田区長 山 本 亨

1 名称	亀沢一丁目町会
2 会則に定める目的	本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化、防犯、交通、防災等区域内の連絡 (3) 集会施設の維持管理
3 区域	墨田区亀沢一丁目全域
4 事務所	墨田区亀沢一丁目 1 8 番 2 号
5 代表者の氏名及び住所	氏 名 飯田 邦雄 住 所 墨田区亀沢一丁目 6 番 1 3 号
6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合はその氏名及び住所)	無
7 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)	無
8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由	本会は地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。
9 認可年月日	令和 8 年 8 月 2 4 日